

## 茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務委託に係る企画提案プロポーザルの公告

プロポーザル方式による受託者の公募について次のとおり公告する。

本プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和5年10月25日

茨城県知事 大井川 和彦

### 1 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

茨城県植物園等施設整備基本計画策定業務

#### (2) 委託業務の内容

ア 施設整備及び事業の提案

イ 施設概略図の作成

ウ 施設の整備効果による収支計画の作成

エ 概算事業費の算出

オ 事業手法の検討

カ 実行体制及び管理・運営手法の提案

キ リニューアルオープンまでの事業スケジュールの作成

ク 上記の業務内容に示したもののほか、基本計画策定に必要であると認められる事項についても、積極的に提案、調整すること。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年1月12日（金）まで

#### (4) 提案上限額

7,733,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 担当部局

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室 塚原

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4021 FAX 029-301-4039

Email [rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp)

### 3 公募への参加資格

#### (1) 応募の制限

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

イ 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

エ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号の規定に該当する者でないこと。

(2) 応募者の資格

- ア 応募者は単独企業又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）に限る。
- イ グループで応募する場合は、コンソーシアムの代表企業（他の企業は構成企業とする。）を定めること
- ウ 単独企業は、他のコンソーシアムの代表企業又は構成企業になることはできない。
- エ 構成企業は、同時に複数のコンソーシアムの代表企業又は構成企業になることはできない。

4 手続等に関する事項

(1) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和5年10月25日（水）から令和5年11月15日（水）までの午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 交付場所及び交付方法

上記2の担当部局において直接交付。

なお、交付を希望する者は、上記2の担当部局に事前に連絡すること。

(2) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年11月16日（木）午後1時まで

イ 提出方法 上記2の担当部局に持参又は郵送による送付（送付記録が残るもの）に限る。

5 業務委託者の選定

(1) 選定方法

県庁内に設置する審査委員会において、本プロポーザル参加者によるプレゼンテーション及び提出された企画提案書の内容を（2）評価項目に基づき、審査した上で決定する。

プレゼンテーションは、令和5年11月20日（月）から24日（金）までの間に開催する（詳細については後日プロポーザル参加者に連絡する）。

なお、評価結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

①本業務に対する理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②業務方針の妥当性	業務方針に具体性が伴っており、説得力を有しているか。
③業務の遂行体制	業務を確実に遂行できる体制が整っているか。
④事業者の信頼性	総合的に信頼がおけるか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、速やかに単独企業及びコンソーシアムの代表企業に通知する。

なお、審査の内容については一切公表しない。